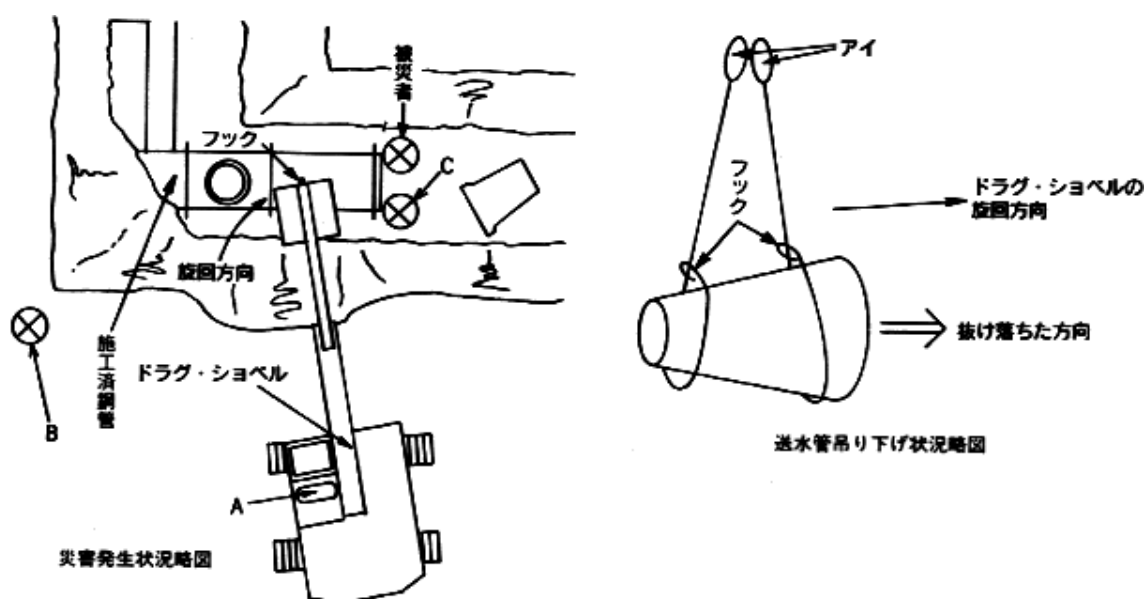


つり荷が落下して下敷きになり死亡



この災害は、農業用水管敷設工事において、ドラグ・ショベルでつっていた送水管が玉掛けしたワイヤロープから抜け落ち、掘削溝内で作業していた被災者が下敷きとなったものである。

災害の発生した工事は農業用水管（鋼製および塩ビ製）を全長 7.3km にわたって敷設するものであり、本災害は、そのうちの幹線となる鋼製送水管（長さ 1.2m、口径 0.7～0.9m、重さ 470kg）を敷設する作業を行っているときに発生した。

災害発生当日は 11 名が現場に入り、被災者の他 A、B、C の 3 名が鋼製送水管敷設作業につき、7 名が掘削溝の床敷きならし作業に就いていた。

鋼製送水管の敷設作業における作業分担は、A がドラグ・ショベルの運転、B（玉掛技能講習修了者）が送水管の玉掛け、C と被災者が送水管の接続を行うこととしていた。また、B が作業全体の指示を行うこととしていた。

作業は、まず B が C と被災者の補助の下、ワイヤロープ（径 8mm、長さ 3.12m）2 本を使用し、送水管を、ドラグ・ショベルのバケットに付属しているフックに玉掛けした。

玉掛けの方法は、図に示すように 2 本のフック付きワイヤロープのアイをドラグ・ショベルのバケットに付属しているフックに掛け、ワイヤロープを送水管に一回巻いて、ワイヤロープのフックで止めるという方法で行った。なお、ドラグ・ショベルのフックは環状の丈夫な構造のものでバケットの裏に確実に溶接止めされており、外れ止め装置が付いていた。

その後、C と被災者は掘削溝内に降り、送水管を継ぎ合わせる準備作業をしていた。A がドラグ・ショベルで送水管をつり上げて旋回を開始し、いったん、施工済の送水管の端から 1.5m のところで停止させたところ、送水管が抜け落ち、最初に C に当たり、その後被災者の上に落ちた。C は負傷し、被災者は送水管の下敷きになり死亡した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業を行ったこと。
- 2 玉掛けの方法が適切でなかったこと。
- 3 荷の落下する恐れがある場所で作業を行わせていたこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底することが必要である。

- 1 ドラグ・ショベル等車両系建設機械を主たる用途以外の作業で使用しないこと。
- 2 玉掛けは荷の形状等に合った適切な方法で行うこと。
- 3 つり荷の落下等による危険が生ずるおそれのある箇所に作業者を立ち入らせないように措置を講じること。